令和2年度

(介護予防)認知症対応型通所介護自己点検シート

作成年月日	令和	年	月	日
事業所番号				
事業所名				
担 当者名				

- *本書において「条例」とは津山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例を表します。
- *本書において「青」とは、『介護報酬の解釈①単位数表編(平成30年4月版)』を表します。
- *本書において「赤」とは、『介護報酬の解釈② 指定基準編(平成30年4月版)』を表します。
- *全ての設問のいずれかの□に☑をつけてください。(過去1年間, 設問に該当が無い場合「無」欄に☑してください。)
- *単独型・併設型・共用型のそれぞれについて、該当する内容のみ確認を行い該当しない内容は「無」欄に☑してください。
- * 参照条文のうち、第3条の7から第3条の11まで、第3条の13から第3条の16まで、第3条の18、第3条の20、第3条 の26、第3条の32から第3条の36まで、第3条の39条及び第12条については、第61条において準用するものです。

確認事項	適	否	無	根拠•確認書類等
第1 基本方針				
① 指定認知症対応型通所介護の事業運営の方針は、「要介護状態等となっ				赤p417(第41条)
た場合においても、その認知症(注)である利用者が可能な限りその居宅におい				赤p1033(第4条)
て,その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう,生活機能の				•運営規定
維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによ				•重要事項説明書
り、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族				パンフレット等
の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行う。」という基本方針に沿った				
ものとなっているか。				
② 運営規定, パンフレット, その他利用者に説明する文書は, 法令, 規則等			†	
- に反した内容になっていないか。				
	-†		 -	
脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳				
の器質的な変化により日常生活に支障の生じる程度にま				
で記憶機能その他の認知機能が低下した状態」				
(*認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)				
第2 人員に関する基準				
* 指定認知症対応型通所介護事業者と介護予防認知症対応型通所介護事				
業者の指定を併せて受け、事業が同一の事業所において一体的に運営さ				
れている場合については、介護予防認知症対応型通所介護従業者の員数を				
満たすことをもって、従業者の員数を満たしていることとみなすことができる。				
【1 従業者の員数等】				
(1)生活相談員				
①単位ごとに,提供時間数を通じて専従で,1名以上か。		П		 赤p418~(第42条)
※利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間は、相談・援助	_	ш	ш	赤p1033~(第5条)
業務に支障がない範囲で、勤務時間に含めることが可能				・勤務実績表(常勤・非常勤の
②次のいずれかの資格又は同等以上の能力を有する者か。			 	別,日々の勤務,専従,兼務
※社会福祉主事任用資格				状況が明らかなもの)
=3科目主事,講習会修了者,社会福祉士,精神保健福祉士				・資格を証する文書
一 5 付日 土 事 , 講 百 云 修 了 有 , 紅 云 悃 紅 工 , 桐 仲 床 陸 悃 紅 工 ※ 同等以上の能力を有すると認められる者	_	ш	ш	・辞令, 雇用契約書等
				· 奸'中,惟用笑彩青寺
=介護支援専門員,介護福祉士 (A) 季	·			
(2)看護職員・介護職員				
①単位ごとに、2名以上か。			-	
②内1名以上は提供時間数を通じて専従か。	- 므.			
③②の他1名以上は提供時間数を通じて認知症対応型通所介護事業				
と綿密かつ適切な連携がとれているか。				
(3)機能訓練指導員*当該事業所の他の職務と兼務可				
①次のいずれかの資格を有する者か。				
※理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,看護職員,				
柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師				
ただし、利用者の日常生活やレクレーション、行事を通じて行う機能訓練		_	_	
については、当該事業者の生活相談員又は介護職員が兼務して行って				
も差し支えない。				
※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、				
看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能				
訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を				
有する者に限る。				
(4)その他				
①生活相談員,看護職員又は介護職員のうち,1名以上は常勤か。	1	1		

確認事項	適	否	無	根拠•確認書類等
* 共用型指定認知症対応型通所介護(GH共用型)の場合				
①従業者の員数は、当該入居者と、当該共用型認知症対応型通所介護の利				赤p424~(第45条)
用者数(実人数。定員ではない。)と合計した数について,基準90条の規程	Ш	Ц		赤p1036(第8条)
を満たすために必要な従業者を配置しているか。				
【2 管理者】				
①常勤専従1名の管理者が配置できているか。				赤p421~422(第43条)
*ただし,事業所の管理上支障がない場合は,下記のA,Bとの兼務可。				赤p426(第47条)
A: 当該事業所の他の職務				赤p1034~、1037(第6条)
B:同一敷地内等にある他の事業所, 施設等の職務				・勤務実績表(常勤・非常勤の
=兼務する職が当該事業所の管理業務に支障が生じるような	Ш	Ц		別, 日々の勤務, 専従, 兼務
場合は兼務不可				状況が明らかなもの)
※兼務不可と考えられる例				•管理者研修修了証
通所介護管理者と訪問介護員				•辞令, 雇用契約書等
通所介護管理者と入所施設看護・介護職員(専従)				
②管理者は「認知症対応型サービス事業管理者研修」を終了しているか。				
第3 設備に関する基準				
* 指定認知症対応型通所介護事業者と介護予防認知症対応型通所介護事業				
者の指定を併せて受け,事業が同一の事業所において一体的に運営されてい				赤p422~(第44条)
る場合については,上記事業のうちいずれかの設備基準を満たすことをもって,				赤p1035~(第7条)
両事業における次項の設備基準を満たしているとみなすことができる。				•施設平面図等
① 食堂及び機能訓練室,静養室,相談室,事務室があるか。(単独・併設型)				・消防計画(これに準ずる
② (共用型認知症対応型通所介護の場合)上記の設備基準に準じた利用				計画を含む)
者への配慮がなされているか。		<u></u>	ו	•消防設備点検結果等
③ 食事提供,入浴,送迎を行うために,厨房設備,浴室,送迎用車両が整備				
されているか。	Ш			
④ 消火設備その他の非常災害に必要な設備があるか。				
⑤ 夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外の				
サービスを提供する場合、指定を行った市町村長に届け出ているか。				
また、届出内容に変更があった場合、10日以内に届け出るよう努めているか。				
【1 設備の基準】(単独型,併設型)				
(1)食堂及び機能訓練室				赤p422~(第44条)
①合計面積が、3㎡×利用定員以上あるか。	ļ			赤p1035~(第7条)
②通所リハビリを行うスペースが同一の部屋等の場合, スペースが明確に				•施設平面図等
区分されているか。それぞれの区分が設置基準を満たしているか。		니]	・消防計画(これに準ずる
(2)相談室				計画を含む)
遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないように配慮されて				•消防設備点検結果等
いるか。	ļ			
(3)設備の専用				
設備は, 専ら認知症対応型通所介護の事業の用に供するものか。				
(通所介護の提供に支障がなければ、この限りではない。)	ļ			
(4)消火設備				
消防法その他法令等に規定された設備を設置しているか。]	
<u>(共用型認知症対応型通所介護の場合)</u> 上記の設備基準に準じた利用				
者への配慮がなされているか。				

確認事項	適	否	無	根拠•確認書類等
第4 運営に関する基準				
【1 認知症状の確認】				
(1)主治医の診断書等により日常生活判定ランクの確認がなされているか。				主治医の診断書等
・要介護者の場合、日常生活判定ランクが概ねⅡa以上となっているか。				介護保険法第5条の2
				平成15年10月26日老健第
				135号厚生省老人福祉局長 通知「「痴呆性老人の日常生
				活自立度判定基準」の活用に
				ついて」
【2 内容及び手続の説明及び同意】				条例81条
(1)重要事項を記した文書を <u>交付</u> して,懇切丁寧に <u>説明</u> を行っているか。				赤p426(第3条の7)
・利用申込者の <u>同意</u> は,書面にて適正に徴されているか。				赤p1037~(第11条)
(2)重要事項を記した文書はわかりやすいか。				•重要事項説明書
(3)不適切な事項や漏れはないか。				・その他、利用に際して取られ
※重要事項必須項目				た同意書等
①運営規程の概要				
②従業者の勤務体制				
③事故発生時の対応				
④苦情処理の体制				
⑤利用者から事業者への緊急連絡先など				
【3 提供拒否の禁止】				
(1)正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。				赤p427(第3条の8)
※正当な理由の例			П	赤p1038(第12条)
①事業所の現員では対応しきれない。	_	ш	Ц	•利用申込書
②利用者の居住地が実施地域外である。				サービス提供を拒むこととなっ
③適切な介護を提供することが困難である。				た正当な理由が分かる文書等
(2)特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。				
【4 サービス提供困難時の対応】]	赤p427(第3条の9)
(1)居宅介護支援事業者等のへの連絡を行っているか。		ш	Ч	赤p1038(第13条)
				・居宅介護支援事業者への連絡
(2)他の事業者等を紹介するなどの必要な措置を講じているか。				等,必要な措置の経過が分かる
				文書, 記録等
【5 受給資格等の確認】				
(1)サービス提供を求められた場合,以下の要件を被保険者証及び負担割合証				赤p427(第3条の10)
によって確認しているか。				赤p1038(第14条)
①被保険者資格				・参照した被保険者証の写等
②要介護認定等の有無				・認定審査会意見が記載されて
③要介護認定等の有効期間				いる場合に取られた措置が分か
④法定代理受領サービスの場合の負担割合	<u> </u>			る文書, 記録等
(2)確認した後は,利用者へ被保険者証及び負担割合証を返却しているか。				
(3)認定審査会意見が記載されている場合は、それに配慮したサービスを提				
共するように努めているか。]	J	
【6 要介護認定等の申請に係る援助】			П	
(1)要介護認定を受けていない場合は,説明を行い必要な援助を行っているか。	_			赤p427~(第3条の11)
(2)更新の申請は,有効期間の終了する60日前から,遅くとも30日前			П	赤p1038~(第15条)
にはなされるよう必要に応じて援助を行っているか。				
【7 心身の状況等の把握】				赤p428(第48条)
(1)サービス担当者会議,本人や家族との面談等を通じて,利用者の心身				赤p1039(第16条)
の状況,置かれている環境,他の福祉サービス等の利用状況の把握に]]	・サービス担当者会議議事録等
努めているか。				・アセスメントに係る記録等
【8 居宅介護支援事業者等との連携】		ĺ		

確認事項	適	否	無	根拠•確認書類等
(1)サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者、その他サービス				赤p428(第3条の13)
提供者との連携を図っているか。	<u> </u>			赤p1039(第17条)
(2)サービスの提供の終了に際して,利用者又はその家族に対して適切な				・サービス担当者会議議事録等
指導を行い,居宅介護支援事業者,その他サービス提供者との連携を				・その他、利用者、家族に対して
図っているか。				取られた措置の分かる文書等
【9 法定代理受領サービスの提供等を受けるための援助】				
【9 法定代理受領リーにへの提供等を受けるにめの援助】 【法定代理受領サービスを受けていない場合】				赤p428~(第3条の14)
(1)法定代理受領サービスを受ける要件の説明を行っているか。				赤p1039(第18条)
※法定代理受領サービスを受けるための要件		П		・居宅介護支援事業者を紹介
①居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することを	_	ш		する等,取られた措置の分か
あらかじめ市町村に届け出て、				る文書、記録等
②その居宅サービス計画に基づく居宅サービスを受けること。				
【10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供】				赤p429(第3条の15)
				赤p1039(第19条)
(1)計画に沿った通所介護を提供しているか。				・居宅サービス計画書
(1) II II I I I I I I I I I I I I I I I I				・サービス利用票等
				赤p429(第3条の16)
[居宅サービス計画の変更を希望する場合]	Ιп	П	П	赤p1040(第20条)
(1)居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。	_	_	_	・居宅サービス計画書
(2)法定代理受領サービスとして提供するためには、支給限度額の範囲内	 -			・サービス利用票等
で、居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。				・相談援助等に関する記録
【12 サービス提供の記録】				11.00 100 100 100 100 100 100 100 100 10
(1)提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。				赤p429~(第3条の18)
(2)利用者から申し出があった場合には、適切な方法により実績の情報を	†			赤p1040(第21条)
利用者に提供しているか。				・居宅サービス計画書
(3)事業所外でサービスを提供した場合,その旨の記録を保存しているか。				・サービス利用票
(4)事業所外でサービスを提供した場合,次の要件を満たしているか。	†			•介護記録
①あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。				•業務日誌等
②効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。				
【13 利用料等の受領】〔法定代理受領サービスに該当する場合〕				赤p430~(第49条)
(1)「介護保険負担割合証」に記載された負担割合相当額の支払いを受けてい				赤p1040(第22条)
るか。				
〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕				•請求書、領収書(控)
(2)10割相当額の支払を受けているか。				•運営規定
・基準額との間に不合理な差額が生じていないか。				•重要事項説明書
[その他の費用の支払を受けている場合]			П	
(3)上記(1)(2)のほか,次の①~⑤の額以外の支払を受けていないか。	<u> </u>			*居住,滞在及び宿泊並び
①通常の事業の実施地域以外の利用者に対して行う「送迎に要する費用」				に食事の提供に係る利用
は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	<u> </u>			料等に関する指針(平成
②「基準を超える(通常要する時間を超える)費用」の支払を受けている場				17年9月7日厚生労働省
合は,運営規程に従い適正に徴収されているか。				告示第 419号)
③食事の提供に要する費用の支払を受けている場合は, 運営規程に従い				→赤p1106~
適正に徴収されているか。	<u>'</u>			*通所介護等における日常
④「おむつ代」の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収				生活に要する費用の取扱
されているか。 	ļ			いについて(平成12年3
⑤「その他の日常生活費」の支払を受けている場合は、運営規程に従い				月30日老企第54号)
適正に徴収されているか。	_			→赤p1112 ~
・上記①~④のほか、「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中に、				
支払を受けることができないもの(保険給付の対象となっているサービス)				

確認事項	適	否	無	根拠•確認書類等
が含まれていないか。				
・「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で,保険給付の対象となっ	I			
いるサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受				
けていないか。				
・「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費				
相当額の範囲内で行われているか。				
(積算根拠は明確にされているか。)				
(4) (3)の支払を受ける場合には、その内容及び費用について予め利用者				
又はその家族に対して説明を行い、同意を得ているか。				
・上記の同意は、文書により行っているか。				
(6) 領収証については,保険給付に係る1割負担分と保険給付外サービス				
部分(個別の費用ごとに明記したもの)に分けて記載しているか。				
*「その他の日常生活費」とは区分される費用(嗜好品購入費等)について				
も,同様の取扱いとしているか。				
*課税の対象外のものに消費税を賦課していないか。				
【14 保険給付のための証明書の交付】				
- 【法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合】		_	_	赤p432(第3条の20)
(1)サービスの内容,費用の額等を記したサービス提供証明書を交付してい				赤p1040(第23条)
るか。				・サービス提供証明書
【15 認知症対応型通所介護の基本取扱方針】				赤p432(第50条)
(1)利用者の要介護状態の軽減,悪化の防止,要介護状態となることの予防				赤p1045(第41条)
に資するよう,その目標を設定し,計画的に行われているか。				•通所介護計画書
 (2) 自ら提供する認知症対応型通所介護の質の評価を行い, 常にその改善				•サービスの質の評価の状況を
を図っているか。				示す文書等
【16 認知症対応型通所介護の具体的取扱方針】				条例71条第2項
(1)通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む				{赤p432~(第51条)}
ことができるように必要な援助を行っているか。				{赤p1045~(第42条)}
(2)利用者又はその家族に対し,サービスの提供方法等について理解しやす			_	·通所介護計画書
いように説明を行っているか。				・研修の受講状況の分かる文書
(3)介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供しているか。				・サービス担当者会議録
・常に新しい技術を習得するため研鑽を行っているか。		Ш		・介護予防支援事業者への報告
(4)心身状況の的確な把握に努めているか。				状況の分かる文書
(5)相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望				・モニタリングの状況の分かる文書
に添って適切に提供しているか。		Ш	Ш	・介護予防支援事業者への情報
(6)必要に応じ、認知の状況の特性に対応したサービス提供体制を整えてい		_		提供(報告)状況の分かる文書
るか。				•高齢者虐待防止,身体的拘束
(7)高齢者虐待防止,身体拘束廃止等について,事業者が適切に取り組ん				禁止に係る事業者の取組み状
でいるか。		Ш	Ш	況が分かる文書
(8)介護予防				
①管理者は,少なくとも1月に1回は,利用者の状態,サービス提供方法等				
について,介護予防支援事業者に報告しているか。				
②介護予防通所介護計画に記載した期間が終了するまでに,少なくとも 1	_	_	_	
回は,モニタリングを行っているか。		Ш	Ш	
③管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を介護予防支援事業者				
に報告しているか。	┙			

確認事項	適	否	無	根拠•確認書類等
(9)必要に応じ、利用者が成年後見制度の活用についても配慮しているか。				
いるか。				
【17 認知症対応型通所介護計画の作成】				
(1)利用者の心身の状況,希望,その置かれている状況を踏まえて,機能				赤p433~(第52条)
訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等				赤p1045~(第42条)
を記載した通所介護計画を作成しているか。				・通所介護計画書
(2)計画の作成に当っては、利用者の状況及び希望を踏まえ、把握・分析				・居宅サービス計画書
して解決すべき問題状況を明らかにしているか。				・サービス担当者会議記録
(3)計画作成に関し、知識・経験を有する者(介護支援専門員が望ましい。) が取りまとめを行っているか。				・モニタリングの状況の分かる文書
ているか。				
(5)既に居宅サービス計画が作成されている場合は,その計画の内容に				
そって通所介護計画を作成しているか。				
通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、通所				
介護計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。				
(6)通所介護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に対し				
て説明し、利用者の同意を得ているか。				
(通所介護計画の実施状況や評価について説明を行っているか。)	_	ш	ш	
(7)通所介護計画を利用者に交付しているか。	-			
(8)それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施		<u>-</u> ::.		
状況び目標の達成状況の記録を行っているか。				
(9)居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から求めが				
あった際には、通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。				
【18 利用者に関する市町村への通知】				
(1)通所介護を受けている利用者が,次に該当する場合は,遅滞なく,意見を付				 赤p434(第3条の26)
してその旨を市町村に通知しているか。				赤p1041(第24条)
①正当な理由なしに通所介護の利用に関する指示に従わないことにより,				・該当者があった場合、原因とな
要介護状態等の程度を増進させたと認められる場合。				った行為, 取られた措置の分か
②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合。				文書, 記録等
【19 緊急時等の対応】				赤p434(第12条)
(1)緊急時の主治医等への連絡体制,連絡方法が整備されているか。				赤p1041(第25条)
				・緊急時の対応マニュアル等
【20 管理者の責務】				
(1)管理者は,従業員の管理,業務に実施状況の把握その他の管理を一元				赤p434(第53条)
的に行っているか。				赤p1041(第26条)
(2)管理者は,従業者に「運営に関する基準」を尊守させるための指揮命令				
を行っているか。			Ш	
【21 運営規程】				
(1)運営規程に次の①~⑩が記載されているか。運営規程は,実際に行っ				赤p434~(第54条)
ているサービスの内容と合致しているか。				赤p1041(第27条)
①事業の目的及び運営の方針				•運営規定
②従業者の職種, 員数及び職務の内容				
③営業日及び営業時間				
④指定認知症対応型通所介護の利用定員				
⑤指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額				
⑥通常の事業の実施地域				
⑦サービス利用に当っての留意事項				
⑧緊急時等における対応方法				
⑨非常災害対策				
7	•			

確認事項	適	否	無	根拠•確認書類等
⑩その他運営に関する重要事項				
【22 勤務体制の確保等】				条例75条第4項
(1)適切なサービスを提供できるよう,従業者の勤務体制を月ごとに定めて				{赤p436(第30条)}
いるか。(勤務計画が作成されているか。)				{赤p1041(第28条)}
(2)勤務体制が勤務表(原則として月ごと)により明確にされているか。日々				・勤務実績表(常勤・非常勤の
の勤務時間,常勤・非常勤の別,専従の生活相談員,看護職員及び介護				別, 日々の勤務, 専従, 兼務
職員の配置,管理者との兼務関係等を明確にしているか。				状況が明らかなもの)
(3)当該事業所の従業者によってサービス提供が行われているか。				・勤務予定表(常勤・非常勤 <i>の</i>
【調理,洗濯,清掃,その他業務委託を行っている場合】その内容は適切に				別, 日々の勤務, 専従, 兼務
行えているか。(委託業務の指揮監督等を適切に行えているか。)			Ш	状況が明らかなもの)
(4)従業者のモラル・資質向上のため,職場内研修等を実施しているか。			Ī.,	・研修の受講状況の分かる文書
各種研修会に参加させているか。				・業務委託を行っている場合、
(5)利用者の人権を擁護及び虐待の防止のための職場内研修等を実施して]	_		業務委託契約書, 仕様書等
いるか。				
【23 定員の遵守】				
(1)利用定員は守られているか。				赤p436(第31条)
※GH共用型の場合1日の利用者数は共同生活住居ごと3名以下。これは、				赤p1042(第29条)
同一時間帯の定員であるので,半日しか利用しない者がいる場合に				・サービス利用票
は、1日の利用延べ人数は3名を超えることもある。				•業務日誌等
【24 非常災害対策】				条例77条
(1)消防計画があるか。消防計画を届け出ているか。				{赤p436~(第32条)}
(2)消防法等に基づいて,定期的に消防訓練,避難訓練を行っているか。				{赤p1042(第30条)}
(3)消防計画の樹立及び消防業務の実施は,防火管理者が行っているか。				・消防計画(これに準じる
①甲種防火管理者=延べ面積300㎡以上				計画を含む)
②乙種防火管理者=延べ面積300㎡未満				・避難訓練等の実施の記録
(4)火災等の災害時に,地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるように				・その他自然災害等に関する
従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、				
火災等の際に消火・非難等に協力してもらえる体制づくりができているか。				
(5)防火管理者を置かなくてもよいとされる事業所にあっては,責任者を定め,			 -	
消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行われているか。				
(6)利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災				
害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対				
応に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連			П	
携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に				
避難、救出その他必要な訓練を行っているか。				
【25 衛生管理等】				
(1)利用者の使用する施設, 食器その他の設備又は飲用に供する水の衛生		П	П	 赤p437(第33条)
管理をしているか。	-	_	_	赤p1042(第31条)
(2)食中毒,感染症が発生,まん延しないよう必要な措置を講じているか。保				・ 衛生管理マニュアル等
健所と密接に連携しているか。保健所の指導助言に従っているか。				・循環式浴槽の場合, 検査の
(3)インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等				記録等
については、関係機関からの通知等により適切な措置を講じているか。				・保健所からの指導, 助言に
(4)循環式浴槽の場合、適切な管理を行っているか。		ļ		+
(4) 循環式俗僧の場合、適切な官理を行っているが。 ・浴槽水の入替(週1回以上)		_	_	関する文書
・ろ過装置の消毒(週1回以上)				
・配管の清掃消毒(年1回以上)		ļ	ļ	
(5)空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。				
(施設内の温度設定はどの程度を目安にしているか。)				
(例:室内温度25℃, 湿度85%)				
【26 掲示】				

確認事項	適	否	無	根拠•確認書類等
(1)重要事項を掲示しているか。掲示方法(場所, 文字サイズ等)は適切か。				赤p437(第3条の32)
(2)掲示事項は全て掲示されているか。				赤p1042(第32条)
①運営規程の概要				•重要事項説明書等掲示物
②従業者の勤務体制				
③苦情に関する措置の概要				
④利用料				
(3)掲示事項の内容,実際に行っているサービス内容,届け出ている内容が				
一致しているか。	П]		
【27 秘密保持等】]	_]	
(1)利用者の個人記録の保管方法は適切か				赤p437(第3条の33)
(2)秘密保持のため,必要な措置を講じているか。				赤p1042(第33条)
(例えば、就業規則に盛り込む等、雇用時の取り決め等を行っているか。)	Ш	ш		・秘密保持のため取られている
(3)サービス担当者会議など部外で個人情報を用いる場合は,利用者				措置の分かる文書(従業者に
(家族)に適切な説明(利用の目的,配布される範囲など)がされ,文				対して取られた確約書, 利用
書による同意を得ているか。同意内容以外の事項まで情報提供していないか。				者, 家族の同意書等)
【28 広告】]	_]	赤p438(第3条の34)
(1)虚偽又は誇大な内容の広告となっていないか。				赤p1042(第34条)
(2)広告の内容が,施設の概要や運営規程と異なる点はないか。				・パンフレット等
【29 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止】				
(1)居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、金品その他の財産上				赤p438(第3条の35)
の利益を供与していないか。				赤p1042(第35条)
【30 苦情処理】				
(1)苦情を処理する相談窓口があるか。				赤p438~(第3条の36)
・苦情処理の体制,手続きが定められているか。				赤p1042~(第36条)
・苦情に対する措置の概要について,使用者及びその家族に適切に説明し				・苦情に関する措置の概要
ているか。重要事項説明書に記載されているか。				・(苦情を受け付けた場合)苦
・苦情に対する措置の概要を掲示しているか。				情の内容, 取られた措置等
・苦情に対して速やかに対応しているか。				に関する記録
(2)苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか。				
(3)苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行って				
いるか。	ш		ш	
(4)市町村が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行って				
いるか。市町村との連携は図られているか。				
(5)市町村の求めがあった場合には,(4)の改善内容を市町村に報告してい				
るか。	ш		ш	
(6)国保連が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合には改善を行っ				
ているか。国保連との連携は図られているか。				
(7)国保連の求めがあった場合には,(6)の改善内容を国保連に報告してい				
るか。	Ш	Ш		
【31 事故発生時の対応】				赤p440~(第35条)
(1)事故発生時の連絡体制が整えられているか。				赤p1043(第37条)
(市町村,家族,支援事業者等に対して)	ļ			・事故発生時の対応マニュアル等
(2)事故の状況及び事故に際してとった処置を記録しているか。				・事故発生時に取られた措置の
(3)賠償すべき事故が生じた場合,速やかに損害賠償を行っているか。				分かる文書等
(4)事故が発生した際には,その原因を解明し,再発防止策を講じているか。				・事故の再発防止に関して取ら
(5)単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により				れた措置の分かる文書等
事故が発生した場合は上記に準じた措置を講じているか。	_			

確認事項	適	否	無	根拠•確認書類等
【32 会計の区分】				
(1)事業所ごとの経理区分となっているか。				赤p441(第3条の39)
(通所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。)				赤p1043(第38条)
(2)具体的な会計処理方法については,「介護保険の給付対象事業における			П	・会計に関する記録
会計の区分について」(H13老振18)を参考として適切に行われているか。	ш		ш	
【33 地域との連携等】				
(1)事業運営にあたって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び				赤p439~(第34条)
協力を行うなどの地域との交流を図っているか。				赤p1043~(第39条)
(2)事業運営にあたって,利用者からの苦情に関して,市町村等が派遣する		_		・地域住民との連携の状況など
者が相談,援助を行う事業その他市町村が行う事業に協力しているか。				の分かる文書等
【34 記録の設備】	П		П	条例80条第2項
(1)従業者,設備,備品,会計に関する諸記録を整備しているか。	Ш	ш		{赤p441(第60条)}
(2)利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の記録				{赤p1044(第40条)}
を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。				・従業者に関する記録
①通所介護計画				・設備に関する記録
②提供した具体的なサービスの内容等の記録				•備品台帳等
③市町村への通知に係る記録				・会計に関する記録
④苦情の内容等の記録				・利用者に関する記録
⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録				
第5 変更の届出等				
(1)変更の届出が必要な事項は,適切に届出されているか。				介護保険法第78条の5第1項
(提出期限:変更後10日以内)	ш	ш		介護保険法第115条の15
				同法施行規則第131条の13
				同法施行規則第140条の24
第6 業務管理体制整備等				
(1)事業者の規模(指定事業所数)に応じて、必要な業務管理体制が整備		П		介護保険法第115条の32
されているか。]	同法施行規則第140条の39
(2)事業者の指定状況に応じて, 所管の行政機関への必要な業務管理体				同法施行規則第140条の40
制に係る届出が行われているか。	<u>'</u>			
(3)既に届出た業務管理体制に変更が生じた場合,所管の行政機関へ変				
更の届出を適切に行っているか。	╵			